

○総務省告示第三百六十号

事業用電気通信設備規則等の一部を改正する省令（令和六年総務省令第百号）の施行に伴い、次に掲げる告示は、令和七年一月一日限り廃止する。

令和六年十一月二十八日

総務大臣 村上誠一郎

- 一 平成十一年郵政省告示第百六十号（基本的機能を要しない総合デジタル通信端末を定める件）
- 二 平成十一年郵政省告示第百六十一号（総合デジタル通信端末の電气的条件及び光学的条件を定める件）
- 三 平成十六年総務省告示第九十五号（技術基準適合認定及び設計についての認証の対象となるその他端末機器を定める件）
- 四 平成二十三年総務省告示第八十五号（端末設備等規則の規定によりことが著しく不合理なアナログ電話端末等及びその条件を定める件）
- 五 平成二十三年総務省告示第八十八号（端末設備等規則の規定によりことが著しく不合理なインターネットプロトコル電話端末等及びその条件を定める件）
- 六 平成二十三年総務省告示第八十九号（端末設備等規則の規定によりことが著しく不合理な総合デジタル通信端末等及びその条件を定める件）